

【VILLA FOCH GINZA 会員規約】

第1条（目的）

この VILLA FOCH GINZA 会員規約（以下「本規約」といいます。）は、株式会社 The Oriental F&B Company（以下「当社」といいます。）が運営する会員制店舗「VILLA FOCH GINZA」（以下「本店舗」といいます。）の会員となるお客様（以下「本会員」といいます。）に適用されます。

第2条（会員資格種類）

本会員の種類には、A 会員、B 会員、C 会員、D 会員（なお、以上の会員区分については、現在、新規の募集を停止しています。）、VIP 会員、VVIP 会員、法人会員及び一般会員があり、それぞれの会員に係る会員費及び特典等は、別途当社が定める会員特典規約（以下「特典規約」という。）に規定されるところによります。

第3条（入会方法）

- 1 本会員となることを希望するお客様は、所定の申込書に、住所・所在、氏名・名称、電話番号、担当者名（担当者名については法人の場合に限ります。）等の必要事項を記入し、申込みを行わなければなりません。
- 2 当社は、前項の申込みを受けてから入会審査を行うものとし、会員カードを交付する方法によって、お客様が本会員となることを承諾します。なお、当社の裁量で、お客様の入会をお断りすることがあります。

第4条（本規約等の変更）

- 1 当社は、本規約、特典規約およびサービスの詳細（以下「本規約等」といいます。）について、適宜、その独自の裁量により変更・改定する場合がありますので、予めご了承ください。
- 2 当社は、本会員に対して、本規約等を変更する場合は、第8条2項に定めるいずれかの方法により変更内容を通達します。

第5条（譲渡の禁止）

本会員は、本規約等に基づく権利義務について、いかなる第三者に対しても貸与、譲渡、売買、使用許諾、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為を行うことはできません。

第6条（通知）

- 1 本会員は、本規約等に基づくすべての通知、請求書その他の連絡の必要上送付先とし

て、申込書に記載した住所・所在を指定します。

- 2 本会員に送られるすべての通知および請求書その他の文書は、登録された住所・所在宛てに送付されるものとし、これによって当社はその責を免れます。但し、通知に関しては、当社は、本店舗が開設するウェブサイト上において通知すべき内容を掲載することにより、これに代えることができます。

第7条（登録事項の変更）

本会員は、住所・所在、氏名・名称、電話番号、担当者名等の申込書に記載した事項に変更が生じた場合、当社の指定する様式により、速やかに変更内容を届け出るものとします。

第8条（反社会的勢力の排除）

- 1 本会員は、本会員または本会員の取締役、執行役及びこれに準ずる実質的に経営に関与する方（以下「役員等」といいます。）が、次の各号に該当しないことを表明し、かつ将来にわたってもこれに該当しないことを保証します。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員等が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 本会員は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを保証します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為

第9条（会員資格の失効等）

- 1 以下のいずれかに該当する場合、本会員の資格を失効させていただく場合がございます。なお、会員資格を失効した場合においても、別途合意がある場合を除き、会費その他の金員の返済等を行われません。

- (1) 本会員ご本人様の死亡
 - (2) 3年間、本店舗へのご来店がない場合
 - (3) 本店舗及び本店舗スタッフの名誉を傷つけ、または本店舗に於いて、秩序、エチケットを乱す等の言動があり、本店舗から注意、警告を受けたにもかかわらず改善が望めないとき
 - (4) 罪を犯し、またはその嫌疑を受け社会的信用を失ったとき
 - (5) 前条に違反することが明らかとなったとき
 - (6) その他本規約等の重大な違反行為があった場合
- 2 当社は、前項による資格失効を行った本会員の登録された住所に、資格失効の連絡を行うものとし、本会員は、当社が資格失効の連絡を送付してから1か月以内に、本店舗にてお預かりしているワイン、蒸留酒及び嗜好品等（以下「保管品」といいます。）を引き取るものします。
- 3 本会員は、前項に定める期間内に保管品のお引き取りがない場合、保管品の所有権を放棄することに同意し、当社によって、保管品が任意の方法で処分されることに何らの異議を述べないものとしします。

附則（2021年8月1日改正）

（効力発生日）

- 1 本特典規約は、2021年8月1日を効力発生日とし、同日より適用します。
- 2 適用の日現在、現に存する契約についても将来にむかって適用します。

【VILLA FOCH GINZA 会員特典規約】

第1条 (目的)

- 1 この VILLA FOCH GINZA 会員特典規約（以下「本特典規約」といいます。）は、株式会社 The Oriental F&B Company（以下「当社」といいます。）が運営する会員制店舗「VILLA FOCH GINZA」（以下「本店舗」といいます。）の会員規約（以下「会員規約」といいます。）に基づき、本店舗の会員となるお客様（以下「本会員」といいます。）の区分毎の特典の内容を定めることを目的とします。
- 2 本特典規約に定めのない事項は、会員規約に定めるところによります。

第2条 (VIP 会員)

- 1 VIP 会員となろうとするお客様は、会員費として金 500,000 円（税別）を当社が定める支払時期に支払い、当社の審査を経て、VIP 会員とすることができます。なお、当社は、VIP 会員の上限数を定めることができます。
- 2 VIP 会員の特典は以下の各号のとおりとなります。
 - ① 3 年間の年会費が無料（24 万円×3 年＝72 万円相当）
 - ② お会計時に毎回 10%割引
 - ③ カフェタイムのソフトドリンクお一人様一杯無料
 - ④ VIP ROOM が最低利用料金 3 万円でご利用可能
 - ⑤ VIP 会員の個人ワインを最大 50 本まで本店舗にて保管
 - ⑥ 蒸留酒等の個人嗜好品を本店舗にてお預かり
 - ⑦ VIP 会員ご本人様及び同伴者 3 名様までの cover charge が無料
 - ⑧ VILLA FOCH SOVEREIGN 利用権（第 7 条に定める）
- 3 VIP 会員の会員資格の有効期限は、入会日より 3 年とします。
- 4 有効期間満了の 1 か月前までに、VIP 会員から当社へ会員資格を更新しない旨の通知がなく、当社から VIP 会員へ会員資格の更新を認めない旨の通知がない場合は、会員資格は、3 年間更新されるものとし、以後も同様とします。
- 5 会員資格が更新された場合、VIP 会員は、会員費として金 500,000 円（税別）を当社が定める支払時期に支払うものとし、以後も同様とします。

第3条 (VVIP 会員)

- 1 VVIP 会員となろうとするお客様は、会員費として金 1,000,000 円（税別）を当社が定める支払時期に支払い、当社の審査を経て、VVIP 会員とすることができます。なお、当社は、VVIP 会員の上限数を定めることができます。
- 2 VVIP 会員の特典は以下の各号のとおりとなります。
 - ① 5 年間の年会費が無料（24 万円×5 年＝120 万円相当）

- ② お会計時に毎回 20%割引
 - ③ カフェタイムのソフトドリンクお二人様一杯無料
 - ④ VIP ROOM が最低利用料金 3 万円でご利用可能
 - ⑤ VIP 会員の個人ワインを最大 50 本まで本店舗にて保管
 - ⑥ 蒸留酒等の個人嗜好品を本店舗にてお預かり
 - ⑦ VVIP 会員ご本人様及び同伴者 3 名様までの cover charge が無料
 - ⑧ VILLA FOCH SOVEREIGN 利用権（第 7 条に定める）
- 3 VVIP 会員の会員資格の有効期限は、入会日より 5 年とします。
 - 4 有効期間満了の 1 か月前までに、VVIP 会員から当社へ会員資格を更新しない旨の通知がなく、当社から VVIP 会員へ会員資格の更新を認めない旨の通知がない場合は、会員資格は、5 年間更新されるものとし、以後も同様とします。
 - 5 会員資格が更新された場合、VVIP 会員は、会員費として金 1000,000 円（税別）を当社が定める支払時期に支払うものとします。

第 4 条（法人会員）

- 1 法人会員となろうとするお客様（申し込みは事業を営む個人事業主、法人に限ります。）は、法人会員費として入会金 5 万円及び初月月額会費金 5 万円（ともに税別）を当社が定める支払時期に支払うことを約し、当社の審査を経て、法人会員となることができます。なお、当社は、法人会員の上限数を定めることができます。
- 2 法人会員は、当社に対して、月額会費 5 万円を、毎月末日までに支払うものとします。
- 3 法人会員には、7 枚の社員用会員カードを発行いたします。社員用会員カードをご提示頂くと、第 5 条 2 項に定める一般会員の会員特典を受けることができます。なお、同項 3 号に定める割引きは、法人会員全体で月 1 回のご飲食に限り適用され、社員用会員カード毎または役職員毎に適用されるものではありませんので、ご了承ください。
- 4 社員用会員カードの使用は、法人会員の役職員の方に限ります。
- 5 法人会員の役職員であれば、どなたでも社員用カードをご利用頂けます。
- 6 本店舗を法人会員の社員がご利用いただくにあたっては、当該社員の方が当社を初めてご利用になる際は、事前に A 法人会員担当者よりご利用される社員の方のお名前等をご連絡下さい。ご連絡がない場合は、ご利用をお断りさせて頂く場合がございますので、予めご了承ください。

第 5 条（一般会員）

- 1 一般会員となろうとする者は、一般会員費として入会金 3 万円及び初月月額会費金 2 万円（ともに税別）を当社が定める支払時期に支払うことを約し、当社の審査を経て、

一般会員となることができます。

2 一般会員の会員特典は、以下のとおりです。

- (1) 本会員ご本人様及び同伴者様 1 名様までの cover charge が無料
- (2) VILLA FOCH SOVEREIGN 利用権（第 6 条に定める）
- (3) 月額会費の 50%相当額をご飲食代より割引（ただし、月 1 回のご飲食に限り適用され、複数回のご利用はできません。また、飲食代金が割引対象の 1 回のご飲食の代金に満たない場合でも、つり銭のお返しはできません。割引によるご飲食をご利用頂かなかった月が発生しても、割引を繰り越すことはできません。）

第 6 条（VILLA FOCH SOVEREIGN）

本会員のうち、VILLA FOCH SOVEREIGN 利用権を付与された者は、本店舗において次の各号のサービスを受けることができます。

- (1) 本店舗が営業する平日 11 時～17 時において、本店舗をラウンジとしてご利用頂けます。
- (2) 靴磨き及びジャケットスチームサービス
- (3) 本店舗のカンファレンス、パーティー等のイベントスペースとしてのご利用（要予約、別途当社が定める料金が発生します。）
- (4) Butler Service（要予約、一部、別途当社が定める料金が発生します。）
- (5) 本会員様限定のイベントへのご招待

第 7 条（ビジター）

当社は、次の各号に定める場合に、会員以外の方(以下「ビジター」といいます。)に本店舗の利用を許可することができます。

- (1) 会員特典規約に基づく会員の同伴
- (2) 当社が契約を締結した提携先の顧客等
- (3) その他当社が利用を許可すべき合理的理由があると判断したとき

附則（2021 年 8 月 1 日改正）

（効力発生日）

- 1 本特典規約は、2021 年 8 月 1 日を効力発生日とし、同日より適用します。
- 2 前項の効力発生日前に本会員となった方には、本特典規約第 6 条及び第 7 条を除き、改正前の本特典規約が適用されます。